

岐阜県公報

第二千三百五十五号
平成二十四年六月十九日

(火曜日)

目次

告示

救急病院の認定

(医療整備課) 三九七

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 三九七

道路の区域変更

(道路維持課) 三九八

保安林の指定

(郡上農林事務所) 三九八

公示

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 三九八

土地改良区役員の新任及び就任

(中濃農林事務所) 三九九

同

(東濃農林事務所) 四〇〇

告示

岐阜県告示第二百八十四号

次の医療機関を救急病院として平成二十四年六月四日認定したので、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定により告示する。

平成二十四年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 所在地 有効期限

岐阜県厚生農業協同組合連合会久美愛厚生病 高山市中切町一番地一 平成二七・六・三

岐阜県告示第二百八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	初 川 治 療 院	初 川 カ ヲ	土 岐 市 泉 町 大 富 二 五 四 六 二 一 一 プ ル 土 岐 四 〇 五	平 成 二 四 一 二 四
開 設 者	こ は ら 治 療 院	小 原 大 作	一 羽 島 郡 岐 南 町 野 中 五 七	平 成 二 四 二 一 〇
所 在 地	成 和 鍼 灸 接 骨 院	松 浦 正	一 三 岐 阜 市 則 武 中 二 一 三 〇	平 成 二 四 三 一 一
	那 加 接 骨 院	塚 本 麻 衣	一 一 各 務 原 市 那 加 桜 町 二 一 三	同
	か し ま 鍼 灸 整 骨 院	小 野 泰 弘	岐 阜 市 鹿 島 町 一 二 村 瀬 ビ ル 一 階	平 成 二 四 三 一 四
	た か せ 接 骨 院	高 瀬 紘 一	一 岐 阜 市 加 納 朝 日 町 鹿 島 町 三 三 三	平 成 二 四 三 一 五

岐 阜 県 告 示 第 二 百 八 十 六 号

道 路 法 (昭 和 二 十 七 年 法 律 第 百 八 十 号) 第 十 八 条 第 一 項 の 規 定 に よ り、道 路 の 区 域 を 次 の よ う に 変 更 し た の で 告 示 す る。

な お、そ の 関 係 図 面 は、平 成 二 十 四 年 六 月 十 九 日 か ら 二 週 間 岐 阜 県 県 土 整 備 部 道 路 維 持 課 及 び 岐 阜 県 可 茂 土 木 事 務 所 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

平 成 二 十 四 年 六 月 十 九 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

道 路 類 別	一 般 道 路
路 線 名	二 百 五 十 六 号
区 間	加 茂 郡 東 白 川 村 神 土 字 中 山 二 七 八 八 番 一 地 先 か ら 同 郡 同 村 同 字 下 中 山 二 七 六 九 番 二 地 先 ま で
区 域 変 更 別 後	敷 地 の 幅 員 (メー ト ル)
前	五 六 一 九 八
後	九 〇 三 一
延 長	延 長 (メー ト ル)
前	三 三 〇
後	三 三 〇
備 考	

岐 阜 県 告 示 第 二 百 八 十 七 号

森 林 法 (昭 和 二 十 六 年 法 律 第 二 百 四 十 九 号) 第 二 十 五 条 の 二 第 二 項 の 規 定 に よ り、次 の 森 林 を 保 安 林 に 指 定 す る の で、同 法 第 三 十 三 条 第 六 項 で 準 用 す る 同 法 第 三 十 三 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 告 示 す る。

平 成 二 十 四 年 六 月 十 九 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

一 保 安 林 の 所 在 場 所

郡 上 市 和 良 町 宮 代 字 矢 方 谷 二 四 三 の 一、二 四 四 の 一、二 四 五 の 一、二 四 六

の 一 指 定 の 目 的

落 石 の 危 険 の 防 止

三 指 定 施 業 要 件

(一) 立 木 の 伐 採 の 方 法

1 主 伐 は、択 伐 に よ る。

2 主 伐 と し て 伐 採 を す る こ と が で き る 立 木 は、当 該 立 木 の 所 在 す る 市 町 村 に 係 る 市 町 村 森 林 整 備 計 画 で 定 め る 標 準 伐 期 齢 以 上 の も の と す る。

3 間 伐 に 係 る 森 林 は 次 の と お り と す る。

(二) 立 木 の 伐 採 の 限 度 並 び に 植 栽 の 方 法・期 間 及 び 樹 種

次 の と お り と す る。

(「次 の と お り」は、省 略 し、そ の 関 係 書 類 を 岐 阜 県 郡 上 農 林 事 務 所 及 び 郡 上 市 役 所 に 備 え 置 い て 縦 覧 に 供 す る。)

公 示

県 営 土 地 改 良 事 業 計 画 の 決 定

土 地 改 良 法 (昭 和 二 十 四 年 法 律 第 百 九 十 五 号) 第 八 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に よ り、次 の 県 営 土 地 改 良 事 業 の 計 画 を 定 め た の で、同 条 第 五 項 の 規 定 に よ り 公 示 し、事 業 計 画 書 の

写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	可茂南部1期地区	縦覧場所	可児市役所	縦覧期間	平成二四・七・一八から 同二四・七・一八まで
----------	----------	------	-------	------	---------------------------

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	美濃市役所	縦覧場所	関市役所	縦覧期間	平成二四・七・一八から 同二四・七・一八まで
----------	-------	------	------	------	---------------------------

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	就任した役員	年月日	役名	氏名	住 所
改区	尾関健治	平成二四・六・三	理事	尾関健治	一〇九七番地
木曾川右岸地区	道家守	平成二四・六・三	理事	道家守	一四三番地一〇
川土地区	渡邊一郎	平成二四・六・三	理事	渡邊一郎	六六八番地
良水地区	小森宗雄	平成二四・六・三	理事	小森宗雄	六六五番地
	小川博久	平成二四・六・三	理事	小川博久	三〇三九番地二
	猿渡正樹	平成二四・六・三	理事	猿渡正樹	三五〇番地
	白田幸雄	平成二四・六・三	理事	白田幸雄	五六九番地
	纈纈政幸	平成二四・六・三	理事	纈纈政幸	八〇三番地一
	河村坦	平成二四・六・三	理事	河村坦	九一五番地三
	神谷淳彦	平成二四・六・三	理事	神谷淳彦	一〇四一番地
	神谷元美	平成二四・六・三	理事	神谷元美	八八二番地二
	吉田淳	平成二四・六・三	理事	吉田淳	一六六二番地
	河村武夫	平成二四・六・三	理事	河村武夫	二二五三番地二
	粟倉秀夫	平成二四・六・三	理事	粟倉秀夫	四七九番地一
	井戸道夫	平成二四・六・三	理事	井戸道夫	七一一番地
	小川淳二	平成二四・六・三	理事	小川淳二	一四三番地三
	多治見芳朗	平成二四・六・三	理事	多治見芳朗	六三五番地一
	石原民雄	平成二四・六・三	理事	石原民雄	七四五番地一

土地改良区名	就任した役員	年月日	役名	氏名	住 所
改区	尾関健治	平成二四・六・三	理事	尾関健治	一〇九七番地
木曾川右岸地区	川村坦	平成二四・六・三	理事	川村坦	九一五番地三
川土地区	桑畑嘉彰	平成二四・六・三	理事	桑畑嘉彰	五九九番地
良水地区	神谷淳彦	平成二四・六・三	理事	神谷淳彦	一〇四一番地

退任した役員

同	神谷元美	同	八八二番地二
同	河村武夫	同	二二五三番地二
同	吉田淳	同	一六六二番地
同	石原三郎	同	六五七番地三
同	坂井富雄	同	五九二番地八
同	白田徳博	同	三〇三番地
同	吉田宗弘	同	一九二番地
同	大澤敏夫	同	八一番地五
同	野口薫	同	三二七〇番地一
同	早川清治	同	二九一八番地一
同	小森宗雄	同	六六五番地
同	渡邊一郎	同	六六八番地
同	瀬川政幸	同	八〇三番地一
同	石原民雄	同	七四五番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	瑞浪東部	平成 二四・五三	年月日	退任	役名	氏名	住	所
同	同	同	同	同	理事	安藤秋義	瑞浪市大湫町	七三八番地の三
同	同	同	同	同	同	宮地信介	同	五三八五番地

就任した役員

土地改良区	瑞浪東部	平成 二四・五三	年月日	就任	役名	氏名	住	所
同	同	同	同	同	理事	宮地信介	瑞浪市土岐町	五三八五番地
同	同	同	同	同	同	安藤秋義	同	七三八番地の三
同	同	同	同	同	同	森本英雄	同	一六二五番地
同	同	同	同	同	同	渡邊二郎	同	四五五番地
同	同	同	同	同	同	今井啓之	同	一八八三番地
同	同	同	同	同	同	大竹晃	同	四五三番地
同	同	同	同	同	同	渡邊榮二	同	四〇五番地
同	同	同	同	同	同	鶴飼昭彦	同	四二二番地
同	同	同	同	同	同	宮地勇	同	五二六番地
同	同	同	同	同	同	稲垣誠三	同	四五六番地
同	同	同	同	同	同	大山榮六	同	五四三番地
同	同	同	同	同	同	内田美好	同	二六〇八番地の四
同	同	同	同	同	同	桐井進	同	一八八七番地
同	同	同	同	同	同	今井喜久男	同	一八九六番地の一
同	同	同	同	同	同	只腰正知	同	二二八二番地
同	同	同	同	同	同	小栗孝	同	二三四〇番地の一
同	同	同	同	同	同	小木曾恒男	同	一四〇一番地
同	同	同	同	同	同	日比野好美	同	一三八六番地の一
同	同	同	同	同	同	鈴木俊雄	同	三〇〇番地の七
同	同	同	同	同	同	桐井義弘	同	四三八番地
同	同	同	同	同	同	伊藤正三	同	六七三五番地
同	同	同	同	同	同	森本陽吉	同	一七一四番地の三

平成二十四年六月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社